

# 身体拘束最小化のための指針

## 1. 身体拘束最小化への取り組みに関する基本的な考え方

身体拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものです。四街道徳洲会病院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等をしないケアの実施に努めます。また、生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件を遵守し、身体拘束率 10%以下を目指します。

## 2. 身体拘束最小化のための組織体制

身体拘束最小化に向けてチームを組織し委員会の設置。

委員会は、毎月開催し、次のことを検討、協議する

- (1)身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
- (2)身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる
- (3)年間研修計画に沿った研修が効果的なものとなるよう企画し、評価する

## 3. 身体拘束最小化に向けての基本方針

四街道徳洲会病院においては、身体拘束等防止に関し、次の基本方針に則り、生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為を禁止する。

- (1)身体拘束は廃止すべきものである
- (2)身体拘束廃止に向けて常に努力する
- (3)安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- (4)身体拘束を許容する考え方はしない
- (5)全員の強い意志でケアの本質を考える
- (6)身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない
- (7)入所者(患者)の人権を最優先にする
- (8) 医療及び福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ
- (9)身体拘束廃止に向けてあらゆる手段を講じる
- (10)やむを得ない場合、入所者(患者)、家族に丁寧に説明を行って身体拘束を行う
- (11)身体拘束を行った場合、廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す

### ・緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

本人又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等

を行う場合は、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。

＜緊急・やむを得ない場合の3要件＞

- (1) **切迫性**: 患者本人又は他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事
- (2) **非代替性**: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする方法がない事
- (3) **一時性**: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事

#### 4.身体拘束最小化に向けた日常ケアにおける基本方針

身体拘束等を行う必要性を生じさせないため、患者主体の行動・尊厳を尊重し、言葉や対応等で、患者の精神的な自由を妨げないように努める。

患者の思いを汲み取り、患者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

#### 5.身体拘束等適正化のための職員教育

すべての職員に対して、身体拘束禁止と人権を尊重したケアの励行を図るために、定期的に職員教育を行う。

#### 6.患者本人や家族に対しての説明

身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。身体拘束等の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に患者本人・家族等と行っている内容と方向性、患者の状態などを説明し、同意を得た上で実施する。

#### 7.指針の閲覧について

四街道徳洲会病院の身体拘束最小化のための指針は、求めに応じていつでも患者及び家族等が自由に閲覧できるように、外来に設置し、ホームページに公表する。

令和6年7月1日作成